

## 第7章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

### 1 計画の公表・周知

---

計画は、被保険者や保健医療関係者等が容易に知り得るものとするのが重要であり、このため、国指針において、公表するものとされています。

具体的な方策としては、ホームページや広報誌を通じた周知のほか、地域の医師会等などの関係団体経由で医療機関等に周知します。これらの公表・配布に当たっては、被保険者、保健医療関係者の理解を促進するため、計画の要旨等をまとめた概要版を策定します。

### 2 個人情報の取扱い

---

データヘルス計画における各事業の実施においては、個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき、庁内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じます。